

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

秋 田 県

第一	計画の期間	-----	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	-----	1
1	鳥獣保護区の指定	-----	1
(1)	方針	-----	1
ア	指定に関する中長期的な方針	-----	1
イ	指定区分ごとの方針	-----	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	-----	3
ア	鳥獣保護区の指定計画	-----	5
(1)	新規指定の保護区	-----	5
イ	既設鳥獣保護区の変更計画	-----	5
2	特別保護地区の指定	-----	8
(1)	方針	-----	8
ア	指定に関する中長期的な方針	-----	8
イ	指定区分ごとの方針	-----	8
(2)	特別保護地区の指定等計画	-----	9
3	休猟区の指定	-----	11
(1)	方針	-----	11
(2)	休猟区の指定等計画	-----	11
4	鳥獣保護区の整備等	-----	13
(1)	方針	-----	13
(2)	整備計画	-----	13
ア	管理施設の設置	-----	13
イ	利用施設の整備	-----	13
ウ	調査、巡視等の計画	-----	13
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	-----	13
1	鳥獣の人工増殖	-----	13
(1)	方針	-----	13
(2)	人工増殖計画	-----	14
2	放鳥獣等	-----	14
(1)	方針	-----	14
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	-----	14
(3)	放獣計画	-----	15
(4)	外来鳥獣等	-----	15
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項	-----	15
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	-----	15
(1)	希少鳥獣	-----	15
ア	対象種	-----	15
イ	保護管理の考え方	-----	15
(2)	狩猟鳥獣	-----	15
ア	対象種	-----	15
イ	保護管理の考え方	-----	15

(3) 外来鳥獣	-----	16
ア 対象種	-----	16
イ 保護管理の考え方	-----	16
(4) 一般鳥獣	-----	16
ア 対象種	-----	16
イ 保護管理の考え方	-----	16
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係わる許可基準の設定	-----	16
(1) 許可しない場合の基本的な考え方	-----	16
(2) 許可する場合の基本的な考え方	-----	16
(3) わなの使用に当たっての許可基準	-----	17
(4) 許可に当たっての条件の考え方	-----	18
(5) 許可権限の市町村長への委譲	-----	18
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	-----	18
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	18
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	-----	18
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	-----	19
3 学術研究を目的とする場合	-----	19
(1) 学術研究	-----	19
(2) 標識調査	-----	20
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	-----	20
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	-----	20
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	-----	21
ア 予察表	-----	21
イ 被害発生予察地図	-----	22
ウ 予察捕獲	-----	22
(3) 鳥獣の適正管理の実施	-----	23
ア 方針	-----	23
イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	-----	23
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	-----	24
ア 方針	-----	24
イ 許可基準	-----	24
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	-----	28
ア 方針	-----	28
イ 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	-----	28
ウ 指導事項の概要	-----	28
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	-----	29
(1) 方針	-----	29
(2) 許可基準	-----	29
許可対象者	-----	29
鳥獣の種類・数	-----	29
期間	-----	29
区域	-----	29
方法	-----	29

6	その他特別の事由の場合	30
(1)	方針	30
(2)	許可基準	30
	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	30
	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	30
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	30
	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	30
	鶉飼業者への利用	31
	伝統的な祭礼行事に用いる目的	31
	上記に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	31
7	鳥獣の飼養の適正化	31
(1)	方針	31
(2)	飼養適正化のための指導内容	31
8	販売禁止鳥獣等	32
(1)	許可の考え方	32
(2)	許可の条件	32
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	32
1	特定猟具使用禁止区域の指定	32
(1)	方針	32
(2)	特定猟具使用禁止区域の指定等計画	33
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	34
2	特定猟具使用制限区域の指定	35
3	猟区の設定	35
(1)	方針	35
(2)	設定指導の方法	35
(3)	その他	35
4	指定猟法禁止区域の指定	36
(1)	方針	36
(2)	指定猟法禁止区域の指定等計画	36
第六	特定計画の作成に関する事項	36
1	特定計画の目的	36
2	対象鳥獣	36
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	36
1	基本方針	36
2	鳥獣保護対策調査	37
(1)	方針	37
(2)	鳥獣生息分布調査	37
(3)	希少鳥獣等保護調査	37
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	37
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	38
3	狩猟対策調査	38

(1) 方針	-----	38
(2) 狩猟鳥獣生息調査	-----	38
(3) 放鳥効果測定調査	-----	39
(4) 狩猟実態調査	-----	39
4 有害鳥獣対策調査	-----	39
(1) 方針	-----	39
(2) 調査の概要	-----	39
第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	-----	40
1 鳥獣行政担当職員	-----	40
(1) 方針	-----	40
(2) 配置計画	-----	40
(3) 研修計画	-----	41
2 鳥獣保護員	-----	41
(1) 方針	-----	41
(2) 配置計画	-----	41
(3) 年間活動計画	-----	41
(4) 研修計画	-----	42
3 保護管理の担い手の育成	-----	42
(1) 方針	-----	42
(2) 研修計画	-----	42
(3) 狩猟者減少防止対策	-----	42
4 鳥獣保護センター等の設置	-----	42
(1) 方針	-----	42
(2) 鳥獣保護センター等の施設計画	-----	42
5 取締り	-----	43
(1) 方針	-----	43
(2) 年間計画	-----	43
6 必要な財源の確保	-----	43
第九 その他	-----	43
1 鳥獣の保護事業をめぐる現状と課題	-----	43
2 狩猟の適正管理	-----	44
(1) 狩猟鳥獣の捕獲禁止	-----	44
(2) 入猟者承認制度に関する事項	-----	44
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	44
(1) 方針	-----	44
(2) 救護個体の取扱い	-----	44
(3) 感染症対策	-----	45
(4) 野生復帰	-----	45
4 安易な餌付けの防止	-----	45
(1) 方針	-----	45
(2) 年間計画	-----	45
5 感染症への対応	-----	45

6 普及啓発	4 6
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	4 6
ア 方針	4 6
イ 事業の年間計画	4 6
ウ 愛鳥週間行事等の計画	4 6
エ 野鳥の森等の整備	4 6
(2) 愛鳥モデル校の指定	4 6
ア 方針	4 6
イ 指定期間	4 7
ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容	4 7
エ 指定計画	4 7
(3) 法令の普及の徹底	4 7
ア 方針	4 7
イ 年間計画	4 7
○ネットワーク図	4 8

鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

このため、県民と鳥獣との共存の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため秋田県第1次鳥獣保護事業計画をここに定めるものである。

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護事業計画の作成に当たっては、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定を行うものとする。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

なお、本鳥獣保護事業計画に具体的な記載がされていない箇所についても、下記の指定区分ごとの指定方針に適合する箇所、地域関係者との合意を得たものについては、各鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

- (ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内の極力長期間とする。なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。
- (イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定するとともに、県内の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮するものとする。
- (ウ) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域については、特別保護地区の指定に努めるものとする。
なお、自然公園の特別地域等については、鳥獣保護区の特別保護地区と同様の行為規制が行われているため、必要な地域については、特別保護地区に指定するものとする。
- (オ) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努めるものとする。
- (カ) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努めるものとする。
- (キ) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、新たに生息地回廊の保護区の指定に努めるものとする。

イ 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、県境に接して鳥獣保護区を指定する場合は、隣接する県と連絡調整を図るよう努めるものとする。
また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- a 多様な鳥獣が生息する地域
- b 鳥獣の生息密度の高い地域
- c 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - (a) 天然林
 - (b) 林相地形が変化に富む地域
 - (c) 溪流又は沼沢を含む地域
 - (d) 餌となる動植物が豊富な地域

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するよう努めるものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

- a 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- b 温帯林、亜高山帯等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- c 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、就峙又は休息のための後背地又は水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

- a 現在、渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域
- b かつて渡来した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地及び洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努めるものとする。

指定に当たっては、採餌、就峙又は休息のための後背地又は水面等も可能な限り含めるよう努めるものとする。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣及び本県のレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥

獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の鳥獣保護区を指定するよう努めるものとする。

その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなど、効果的な配置に努めるものとする。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」は次により設定する。

箇所 = 林野面積ha×1/10,000ha=箇所

面積 = 箇所に対応した面積。(箇所数×300ha) 単位: ha

821,827ha(H22秋田県林業統計)×1/10,000ha=82.18箇所≒ **83箇所**

83箇所×300ha=24,900ha

既設指定状況が上記目標よりも多いため、目標値は既設面積とする。

本計画期間に区域拡大、縮小する鳥獣保護区的面積は、増減分的面積を記入する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標(ha)	既指定鳥獣保護区(A)(ha)		本計画期間に指定する鳥獣保護区(ha)					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区(ha)							
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	101	101	箇所								2	2			4
	面積	79,219	79,219	変動面積								1,491	548			2,039
大規模生息地	箇所		2	箇所												
	面積		21,854	変動面積												
集団渡来地	箇所		11	箇所												
	面積		2,490	変動面積												
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		83	変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所												
	面積		5,285	変動面積												
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所		53	箇所								1				1
	面積		6,897	変動面積								140				140
計	箇所		172	箇所								3	2			5
	面積		115,828	変動面積								1,631	548			2,179

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区(ha)						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区(ha)						計画期間中の増△減*(ha)	計画終了時の鳥獣保護区**(ha)
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						3					3	-3	98
						1,334					1,334	705	79,924
													2
													21,854
													11
													2,490
													1
													83
													4
													5,285
						5					5	-5	48
						317					317	-177	6,720
						8					8	-8	164
						1,651					1,651	528	116,356

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画
 本表には新規指定するものについて記載する。
 (ア) 新規指定の保護区はなし

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備 考
合 計					

※ 備考欄 ・他県の鳥獣保護区と隣接している場合その旨及び絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地を含むときはその鳥獣名を記入

イ 既設鳥獣保護区の変更計画
 既設鳥獣保護区の存続期間終了後継続して区域の変更なく設ける「更新」も本票に記載する。

(第3表) No. 1

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
平成24年度	森林鳥獣生息地	新 山	期間更新	847ha	0ha	847ha	24.11.1~44.10.31		鹿角	
	〃	早 口	期間更新	383ha	0ha	383ha	24.11.1~44.10.31		北秋田	
	〃	椿 台	期間更新	337ha	0ha	337ha	24.11.1~44.10.31		秋田	
	〃	新 屋	期間更新・区域拡大	1,160ha	1,244ha	2,404ha	24.11.1~44.10.31	浜田・石田坂・稲見沢と合併	秋田	
	〃	浜 田	廃 止	945ha	-945ha	0ha		新屋と合併(~H25)	秋田	
	〃	石 田 坂	廃 止	249ha	-249ha	0ha		新屋と合併(~H33)	秋田	
	〃	堀 内	期間更新	580ha	0ha	580ha	24.11.1~44.10.31		仙北	
	〃	石 黒 沢	期間更新	500ha	0ha	500ha	24.11.1~44.10.31		仙北	
	〃	大 川 前	期間更新	119ha	0ha	119ha	24.11.1~44.10.31		仙北	
	〃	三 吉 山	期間更新	317ha	0ha	317ha	24.11.1~44.10.31		平鹿	
	〃	土 渕	期間更新	320ha	0ha	320ha	24.11.1~44.10.31		平鹿	
	〃	山 谷	期間更新・区域拡大	82ha	247ha	329ha	24.11.1~44.10.31	峠山・深沢と合併	雄勝[杉沢山名称変更]	
	〃	東山森林公園	期間更新	360ha	0ha	360ha	24.11.1~44.10.31		雄勝	
	〃	塩 出 山	廃 止	140ha	-140ha	0ha		五輪坂に合併(~H25)	雄勝	
	〃	集 団 渡 来 地	田 中	期間更新	262ha	0ha	262ha	24.11.1~44.10.31		北秋田
	〃	〃	八 郎 潟	期間更新	977ha	0ha	977ha	24.11.1~44.10.31		秋田
	〃	〃	鶯 野	期間更新	44ha	0ha	44ha	24.11.1~44.10.31		仙北
	〃	〃	志 摩	期間更新	151ha	0ha	151ha	24.11.1~44.10.31		平鹿
	〃	身近な鳥獣生息地	追 分	期間更新	420ha	0ha	420ha	24.11.1~44.10.31		秋田
	〃	〃	五城目井川	期間更新	610ha	0ha	610ha	24.11.1~44.10.31		秋田
	〃	〃	稲 見 沢	廃 止	50ha	-50ha	0ha		新屋と合併(~H33)	秋田
	〃	〃	花 立	期間更新	510ha	0ha	510ha	24.11.1~44.10.31		由利
	〃	〃	五 輪 坂	期間更新・区域拡大	83ha	140ha	223ha	24.11.1~44.10.31	塩出山と合併	秋田
	〃	〃	中 山	廃 止	10ha	-10ha	0ha		環境変化で目的消失(~H24)	秋田
	〃	〃	湯 ノ 岱	廃 止	10ha	-10ha	0ha		環境変化で目的消失(~H24)	秋田
	〃	〃	峠 山	廃 止	67ha	-67ha	0ha		山谷に合併(~H32)	秋田
	〃	〃	深 沢	廃 止	180ha	-180ha	0ha		山谷に合併(~H29)	秋田
〃	計	27箇所		9,713ha	-20ha	9,693ha				

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成25年度	森林鳥獣生息地	大館長根山	期間更新	652ha	0ha	652ha	25.11.1~45.10.31		北秋田
	〃	陣場岱	期間更新	360ha	0ha	360ha	25.11.1~45.10.31		北秋田
	〃	素波里	期間更新	1,437ha	0ha	1,437ha	25.11.1~45.10.31		山本
	〃	後谷地	期間更新	302ha	0ha	302ha	25.11.1~45.10.31		山本
	〃	七滝	期間更新	253ha	0ha	253ha	25.11.1~45.10.31		仙北
	〃	白滝	期間変更・区域拡大	992ha	508ha	1,500ha	25.11.1~45.10.31	境界見直し	山本
	〃	和賀岳	期間更新	7,237ha	0ha	7,237ha	25.11.1~45.10.31		仙北
	〃	角間沢	期間更新・区域拡大	102ha	40ha	142ha	25.11.1~45.10.31	湯沢対峙場と合併	雄勝
	集団繁殖地	大須郷	期間更新	83ha	0ha	83ha	25.11.1~45.10.31		由利
	身近な鳥獣生息地	比内前田	期間更新	66ha	0ha	66ha	25.11.1~45.10.31		北秋田
〃	大館久保	期間更新	50ha	0ha	50ha	25.11.1~45.10.31		雄勝	
	計	11箇所		11,534ha	548ha	12,082ha			
平成26年度	森林鳥獣生息地	小茂内	期間更新	390ha	0ha	390ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	独鈷	期間更新	360ha	0ha	360ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	倉ノ山	期間更新	398ha	0ha	398ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	浦支内	期間更新	287ha	0ha	287ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	荒瀬	期間更新	823ha	0ha	823ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	仏社沢	期間更新	400ha	0ha	400ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	水林	期間更新	813ha	0ha	813ha	26.11.1~46.10.31		由利
	〃	田沢湖	期間更新	4,478ha	0ha	4,478ha	26.11.1~46.10.31		仙北
	〃	姫神	期間更新	1,341ha	0ha	1,341ha	26.11.1~46.10.31		仙北
	〃	滝ノ沢	期間更新	375ha	0ha	375ha	26.11.1~46.10.31		仙北
	〃	鹿ノ下	期間更新	211ha	0ha	211ha	26.11.1~46.10.31		平鹿
	〃	谷地ノ沢	期間更新	165ha	0ha	165ha	26.11.1~46.10.31		雄勝
	〃	太平山	期間更新	251ha	0ha	251ha	26.11.1~46.10.31		雄勝
	〃	槻沢	期間更新	310ha	0ha	310ha	26.11.1~46.10.31		雄勝
	大規模生息地	栗駒	期間更新	10,941ha	0ha	10,941ha	26.11.1~46.10.31		雄勝
	集団渡来地	八郎潟西部	期間更新	135ha	0ha	135ha	26.11.1~46.10.31		秋田
	身近な鳥獣生息地	達子森	期間更新	33ha	0ha	33ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
	〃	北欧の森	期間更新	162ha	0ha	162ha	26.11.1~46.10.31		北秋田
〃	大滝山	期間更新	187ha	0ha	187ha	26.11.1~46.10.31		秋田	
〃	唐松山	期間更新	285ha	0ha	285ha	26.11.1~46.10.31		仙北	
	計	20箇所		22,345ha	0ha	22,345ha			
平成27年度	森林鳥獣生息地	長坂山	期間更新	203ha	0ha	203ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
	〃	八木橋	期間更新	300ha	0ha	300ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
	〃	桂瀬	期間更新	286ha	0ha	286ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
	〃	露熊	期間更新	626ha	0ha	626ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
	〃	大柄	期間更新	793ha	0ha	793ha	27.11.1~47.10.31		山本
	〃	石倉山	期間更新	622ha	0ha	622ha	27.11.1~47.10.31		山本
	〃	番鳥森	期間更新	127ha	0ha	127ha	27.11.1~47.10.31		秋田

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成27年度	森林鳥獣生息地	道 川	期間更新	1,295ha	0ha	1,295ha	27.11.1~47.10.31		由利
	〃	仁賀保金浦	期間更新	1,659ha	0ha	1,659ha	27.11.1~47.10.31		由利
	〃	象潟臨海	期間更新	415ha	0ha	415ha	27.11.1~47.10.31		由利
	〃	外ノ山大威徳山	期間更新	1,260ha	0ha	1,260ha	27.11.1~47.10.31		仙北
	〃	荒 川	期間更新	740ha	0ha	740ha	27.11.1~47.10.31		仙北
	〃	抱 返	期間更新	1,135ha	0ha	1,135ha	27.11.1~47.10.31		仙北
	〃	里 城	期間更新	360ha	0ha	360ha	27.11.1~47.10.31		平鹿
	〃	横 手	期間更新	300ha	0ha	300ha	27.11.1~47.10.31		平鹿
	〃	唐 松	期間更新	120ha	0ha	120ha	27.11.1~47.10.31		雄勝
	〃	湯 沢	期間更新	366ha	0ha	366ha	27.11.1~47.10.31		雄勝
	〃	宇留院内	期間更新	304ha	0ha	304ha	27.11.1~47.10.31		雄勝
	〃	田子内	期間更新	320ha	0ha	320ha	27.11.1~47.10.31		雄勝
	身近な鳥獣生息地	上 鴨 沢	期間更新	345ha	0ha	345ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
	〃	赤 川	期間更新	315ha	0ha	315ha	27.11.1~47.10.31		北秋田
計	21箇所		11,891ha	0ha	11,891ha				
平成28年度	森林鳥獣生息地	大 湯	期間更新	858ha	0ha	858ha	28.11.1~48.10.31		鹿角
	〃	夜明島	期間更新	613ha	0ha	613ha	28.11.1~48.10.31		鹿角
	〃	袴腰山	期間更新	301ha	0ha	301ha	28.11.1~48.10.31		北秋田
	〃	浦 山	期間更新	568ha	0ha	568ha	28.11.1~48.10.31		北秋田
	〃	二本杉岩谷	期間更新	130ha	0ha	130ha	28.11.1~48.10.31		北秋田
	〃	卯の沢	期間更新	324ha	0ha	324ha	28.11.1~48.10.31		山本
	〃	寒風山	期間更新	355ha	0ha	355ha	28.11.1~48.10.31		山本
	〃	中田代	期間更新	680ha	0ha	680ha	28.11.1~48.10.31		由利
	〃	西 目	期間更新	590ha	0ha	590ha	28.11.1~48.10.31		由利
	〃	小菅野	期間更新	850ha	0ha	850ha	28.11.1~48.10.31		由利
	〃	大沢郷	期間更新	655ha	0ha	655ha	28.11.1~48.10.31		仙北
	〃	心 像	期間更新	1,507ha	0ha	1,507ha	28.11.1~48.10.31		仙北
	〃	仏 沢	期間更新	380ha	0ha	380ha	28.11.1~48.10.31		仙北
	〃	玉 川	期間更新	3,451ha	0ha	3,451ha	28.11.1~48.10.31		仙北
	〃	御嶽外山	期間更新	786ha	0ha	786ha	28.11.1~48.10.31		平鹿
	〃	沼ノ上	期間更新	164ha	0ha	164ha	28.11.1~48.10.31		雄勝
	〃	大小沢	期間更新	400ha	0ha	400ha	28.11.1~48.10.31		雄勝
	〃	狼 沢	期間更新	451ha	0ha	451ha	28.11.1~48.10.31		雄勝
	希少鳥獣	金峰山	期間更新	123ha	0ha	123ha	28.11.1~48.10.31		平鹿
	身近な鳥獣生息地	万 谷	期間更新	5ha	0ha	5ha	28.11.1~48.10.31		鹿角
〃	谷 地	期間更新	290ha	0ha	290ha	28.11.1~48.10.31		由利	
計	21箇所		13,481ha	0ha	13,481ha				
合 計		100箇所		68,964ha	528ha	69,492ha			

※ 変更理由欄 ・廃止及び期間満了後、期間更新を行わない場合の理由。区域変更の場合、その理由（合併拡大、境界見直し、保護区外生息地の発見等）

※ 備考欄 ・上記の事由の他、期間更新の際の区域変更である場合や名称変更を伴う場合はその旨を記入

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護繁殖を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区の指定を進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、できる限り特別保護地区を指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ロ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ハ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ニ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

(ホ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ヘ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区の指定等計画

(第4表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既存特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)(ha)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区(ha)					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	31	31	箇所	2	4	3	5	4	18					
	面積	3,029	3,029	変動面積	288	569	228	232	220	1,537					
大規模生息地	箇所	2	2	箇所			1			1					
	面積		4,565	変動面積			1,533			1,533					
集団渡来地	箇所	3	3	箇所											
	面積		218	変動面積											
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積											
身近な鳥獣生息地	箇所		3	箇所	1					1					
	面積		90	変動面積	50					50					
計	箇所		39	箇所	3	4	4	5	4	20					
	面積		7,902	変動面積	338	569	1,761	232	220	3,120					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区(ha)						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)(ha)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						2	5	5	5	4	21	△3	28
						288	591	426	232	220	1,757	△220	2,809
								1			1		2
								1,533			1,533		4,565
													3
													218
						1					1		3
						50					50		90
						3	5	6	5	4	23	△3	36
						338	591	1,959	232	220	3,340	△220	7,682

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第5表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考	
	指定区分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指 定 期 間	指定面積	指定期間		
平成24年度	森林鳥獣生息地	堀 内	580ha	24.11.1～44.10.31	89ha	24.11.1～44.10.31			仙北	再指定
	〃	石 黒 沢	500ha	24.11.1～44.10.31	199ha	24.11.1～44.10.31			仙北	再指定
	身近な鳥獣生息地	五城目井川	610ha	24.11.1～44.10.31	50ha	24.11.1～44.10.31			秋田	再指定
	計	3箇所	1,690ha		338ha					
平成25年度	森林鳥獣生息地	大館長根山	652ha	25.11.1～45.10.31	70ha	25.11.1～45.10.31			北秋田	再指定
	〃	陣 場 岱	360ha	25.11.1～45.10.31	45ha	25.11.1～45.10.31			北秋田	再指定
	〃	素 波 里	1,437ha	25.11.1～45.10.31	201ha	25.11.1～45.10.31			山本	再指定
	〃	七 滝	253ha	25.11.1～45.10.31	253ha	25.11.1～45.10.31			仙北	再指定
	〃	湯 沢	366ha	25.11.1～45.10.31	0ha	25.11.1～45.10.31			雄勝	環境変化 廃止
	計	5箇所	3,068ha		569ha					
平成26年度	森林鳥獣生息地	仏 社 沢	400ha	26.11.1～46.10.31	60ha	26.11.1～46.10.31			北秋田	再指定
	〃	田 沢 湖	4,478ha	26.11.1～46.10.31	0ha	26.11.1～46.10.31			仙北	環境変化 廃止
	〃	姫 神	1,341ha	26.11.1～46.10.31	128ha	26.11.1～46.10.31			仙北	再指定
	〃	滝 ノ 沢	375ha	26.11.1～46.10.31	40ha	26.11.1～46.10.31			仙北	再指定
	〃	太 平 山	251ha	26.11.1～46.10.31	0ha	26.11.1～46.10.31			雄勝	環境変化 廃止
	大規模生息地	栗 駒	10,941ha	26.11.1～46.10.31	1,533ha	26.11.1～46.10.31			雄勝	再指定
	計	6箇所	17,786ha		1,761ha					
平成27年度	森林鳥獣生息地	長 坂 山	203ha	27.11.1～47.10.31	44ha	27.11.1～47.10.31			北秋田	再指定
	〃	桂 瀬	286ha	27.11.1～47.10.31	21ha	27.11.1～47.10.31			北秋田	再指定
	〃	露 熊	626ha	27.11.1～47.10.31	65ha	27.11.1～47.10.31			北秋田	再指定
	〃	石 倉 山	622ha	27.11.1～47.10.31	62ha	27.11.1～47.10.31			山本	再指定
	〃	里 城	360ha	27.11.1～47.10.31	40ha	27.11.1～47.10.31			平鹿	再指定
	計	5箇所	2,097ha		232ha					
平成28年度	森林鳥獣生息地	二本杉岩谷	130ha	28.11.1～48.10.31	39ha	28.11.1～48.10.31			北秋田	再指定
	〃	西 目	590ha	28.11.1～48.10.31	19ha	28.11.1～48.10.31			由利	再指定
	〃	小 菅 野	850ha	28.11.1～48.10.31	103ha	28.11.1～48.10.31			由利	再指定
	〃	仏 沢	380ha	28.11.1～48.10.31	59ha	28.11.1～48.10.31			仙北	再指定
	計	4箇所	1,950ha		220ha					
合 計		23箇所	26,591ha		3,120ha					

※ 備考欄 ・新規、再指定、合併拡大、境界見直し、区域縮小、廃止等を記入

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。
 指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、鳥獣保護区等の配置も勘案しつつできる限り分布に偏りが無いよう配置する。
 なお、休猟区の設定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討するよう努めるものとする。
 休猟区1箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。
 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道及びその他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。
 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度等の活用を進めるものとする。
 休猟区の指定期間は3年とする。

(2) 休猟区の指定等計画

(第6表) No. 1

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考									
平成24年度	鹿角市(鹿角)	戸 倉	1,180ha	3年	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>基礎面積(ha)</td> <td>控除面積(ha)</td> <td>可猟地域面積(ha)</td> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(A-B)</td> </tr> <tr> <td>1,163,625</td> <td>776,662</td> <td>386,963</td> </tr> </table> ※ 控除面積は、文化財保護法、自然環境保全法及び自然公園法により、鳥獣の捕獲が禁止されている面積並びに狩猟することが不可能な市街地、山岳地等の合計とする。 ◇休猟区年標準指定面積 可猟地域面積 386,963ha×1/20=19,348ha 全体指定面積 19,348ha×5年=96,740ha ◇休猟区年標準指定箇所数 年標準指定面積 19,348ha×1/1,500ha=12.89≒13箇所以内 全体指定面積 13箇所×5年=65箇所以内 参考 第10次計画での控除面積 A=775,417ha 5ヶ年間での保護区の増減 A= +1,245ha 第11次計画での控除面積 A=776,662ha ※第10次計画では可猟地域面積のおおよそ3割(30%)を目標に休猟区を指定していたが、第11次計画では約半分の1割5分(15%)を目標に指定する。なお、各種モニタリングにより見直しが必要な場合にはその都度指定方法を検討することとする。	基礎面積(ha)	控除面積(ha)	可猟地域面積(ha)	(A)	(B)	(A-B)	1,163,625	776,662	386,963
	基礎面積(ha)	控除面積(ha)	可猟地域面積(ha)											
	(A)	(B)	(A-B)											
	1,163,625	776,662	386,963											
	鹿角市(鹿角)	五ノ宮	1,685ha	3年										
	大館市(北秋田)	十二所	1,770ha	3年										
	上小阿仁村(北秋田)	与左衛門山	2,495ha	3年										
	能代市(山本)	大森	1,585ha	3年										
	秋田市(秋田)	井出舞	1,554ha	3年										
	由利本荘市(由利)	谷地沢	1,660ha	3年										
	由利本荘市(由利)	高谷	2,220ha	3年										
横手市(平鹿)	戸波	544ha	3年											
横手市(平鹿)	船沢	1,584ha	3年											
湯沢市(雄勝)	桧山	2,280ha	3年											
	計	11箇所	18,557ha	3年										
平成25年度	鹿角市(鹿角)	中滝	1,852ha	3年										
	大館市(北秋田)	泥繋沢	2,140ha	3年										
	北秋田市(北秋田)	白解森	2,704ha	3年										
	北秋田市(北秋田)	惣瀬沢	1,677ha	3年										
	藤里町(山本)	桂岱	1,650ha	3年										
	秋田市(秋田)	院瀬	1,788ha	3年										
	由利本荘市(由利)	松ヶ崎	1,720ha	3年										
	にかほ市(由利)	釜ヶ台	1,550ha	3年										
	横手市(平鹿)	寺内	1,131ha	3年										
	横手市(平鹿)	二井山	990ha	3年										
	羽後町(雄勝)	杉沢	1,390ha	3年										
		計	11箇所	18,592ha	3年									

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	鹿角市(鹿角)	熊 取 平	1,979ha	3年	
	小坂町(鹿角)	元 山	1,388ha	3年	
	大館市(北秋田)	尻 高 森	2,183ha	3年	
	北秋田市(北秋田)	坊 川	2,450ha	3年	
	八峰町(山本)	相 萩 沢	1,500ha	3年	
	秋田市(秋田)	豊 島	1,742ha	3年	
	五城目町(秋田)	内 川	2,180ha	3年	
	由利本荘市(由利)	大 琴	2,570ha	3年	
	由利本荘市(由利)	及 位	1,790ha	3年	
	横手市(平鹿)	矢 萩 沢	1,246ha	3年	
	湯沢市(雄勝)	烏 帽子 山	1,990ha	3年	
		計	11箇所	21,018ha	3年
平成27年度	鹿角市(鹿角)	湯 瀬	1,659ha	3年	
	大館市(北秋田)	高 倉 山	1,620ha	3年	
	八峰町(山本)	山 内	1,845ha	3年	
	五城目井川(秋田)	臼 内	2,258ha	3年	
	由利本荘市(由利)	東 鮎 川	1,761ha	3年	
	由利本荘市(由利)	滝 俣	1,659ha	3年	
	横手市(平鹿)	醒 醐	414ha	3年	
	湯沢市(雄勝)	三 途 川	1,500ha	3年	
		計	8箇所	12,716ha	
平成28年度	鹿角市(鹿角)	沢 内	1,480ha	3年	
	小坂町(鹿角)	濁 川	1,335ha	3年	
	大館市(北秋田)	金 山	1,830ha	3年	
	北秋田市(北秋田)	高 津 森	1,705ha	3年	
	北秋田市(北秋田)	カンバツ森	1,634ha	3年	
	上小阿仁村(北秋田)	空 台 山	2,100ha	3年	
	能代市(山本)	高 屋 敷	1,798ha	3年	
	秋田市(秋田)	新 城	1,730ha	3年	
	秋田市(秋田)	丸 舞	1,510ha	3年	
	由利本荘市(由利)	坂 ノ 下	1,740ha	3年	
	由利本荘市(由利)	下 笹 子	2,975ha	3年	
	横手市(平鹿)	沼 山	992ha	3年	
	横手市(平鹿)	八 沢 木	1,746ha	3年	
	横手市(平鹿)	虫 内 沢	1,308ha	3年	
	湯沢市(雄勝)	滝 ノ 原 山	2,213ha	3年	
	計	15箇所	26,096ha		
合 計		56箇所	96,979ha		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の整備は、年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

ア 管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備するよう努めるものとする。

イ 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

ウ 調査、巡視等の管理の充実

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌及び営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査及び巡視等の管理の充実に努めるものとする。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

(第7表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	既設鳥獣保護区等には案内板及び制札等を設置済み	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置

イ 利用施設の整備

(第8表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度
観察路、観察舎等の整備	五城目井川鳥獣保護区（野鳥の森）内の観察路について、木道等が老朽化しており通行が困難などところがある	観察路の整備	観察路の整備	観察路の整備

ウ 調査、巡視等の計画

鳥獣保護区の巡視は、鳥獣保護員が狩猟期間中は週1～2回、その他の期間中は月2回程度実施するとともに、県職員による巡視も行うものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに秋田県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。

また、主要な狩猟鳥獣であるキジ及びヤマドリについて、第10次鳥獣保護事業計画から引き続き人工増殖を秋田県猟友会（養殖業者1名）に委託し、放鳥計画に対応する生産を行いその保護増殖を図る。

なお、健全なヒナの生産を図り、かつ品質が均一化するよう指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。

ア 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。

イ 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

ウ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する個体（同一亜種のものに限る）を対象とすること。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成24年度 平成28年度			キジ ヤマドリ	指導の相手：秋田県猟友会、養殖業者 指導方法：巡回指導・健全鳥の歩止率 指導内容：人工繁殖・向上の向上種鳥の更新 採卵用種鳥の助言 施設整備の助言	秋田県猟友会：H24～H28(予定) キジ 800羽 ヤマドリ 500羽

2 放鳥獣等

(1) 方針

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、鳥獣被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要の個体を放鳥できるものとする。

放鳥する鳥類の種類についてはキジ及びヤマドリとし、放鳥は鳥獣保護区、休猟区を中心にそれぞれの生息適地であって、かつ放鳥計画に基づき保護増殖を図るため必要と認められる箇所とする。

1箇所当たりの放鳥目標は、キジ（成鳥・150日ビナ）は10羽以上、ヤマドリ（120日ビナ）は5羽以上とする。

放鳥事業の効果を高めるため、放鳥個体に標識を装着し、放鳥後の定着状況を追跡調査する。

また、放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ及びヤマドリの養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第10表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			計			
		日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	
キジ	鳥獣保護	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	60	600	
	休猟区	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	12	120	150	60	600	
	その他		150	6	60	150	6	60	150	6	60	150	6	60	150	6	60	150	30	300
		成鳥		10	100	成鳥	10	100	成鳥	10	100	成鳥	10	100	成鳥	10	100	成鳥	50	500
	計		40	400		40	400		40	400		40	400		40	400		200	2,000	
種類名	放鳥の地域	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			計			
		日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	日齢	箇所	羽数	
ヤマドリ	鳥獣保護区	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	100	500	
	休猟区	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	20	100	120	100	500	
	その他	120	10	50	120	10	50	120	10	50	120	10	50	120	10	50	120	50	250	
	計		50	250		50	250		50	250		50	250		50	250		250	1,250	

(第11表)

鳥 獣 名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	委託生産	購 入	そ の 他	委託生産	購 入	そ の 他	委託生産	購 入	そ の 他	委託生産	購 入	そ の 他
キ ジ	400	—	—	400	—	—	400	—	—	400	—	—
ヤマドリ	250	—	—	250	—	—	250	—	—	250	—	—

鳥 獣 名	平成28年度			計			備 考
	委託生産	購 入	そ の 他	委託生産	購 入	そ の 他	
キ ジ	400	—	—	2,000	—	—	委託先：秋田県猟友会
ヤマドリ	250	—	—	1,250	—	—	

(3) 放獣計画

放獣は生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として実施しないものとする。ただし、地域個体群の維持や絶滅のおそれのある獣類の保護繁殖等のために必要な場合は、放獣する地域の生態系の維持及び環境への配慮を十分に検討しながら随時協議のうえ実施するものとする。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣や国内の本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林被害等に被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条6項に基づき環境大臣が定めるもの並びに秋田県版レッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

イ 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査、その他の調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況、繁殖状況、生息状況を把握し、必要に応じて捕獲制限、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を行い、持続的な利用が可能となるよう適切な保護管理に努めるものとする。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

県内において被害を生じさせている鳥獣又は被害を生じさせるおそれのある鳥獣については、特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律による取り組みとも連携しつつ、必要に応じて捕獲等により被害防止に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

県内に生息している希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

法第9条に規定される鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可については、次のような事例に該当する場合には許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

キ 個人が自らの慰楽（愛がん）のために飼養する目的で捕獲する場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

法第9条に規定される鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を許可する場合、捕獲目的ごとの基本的考え方は次のとおりとする。

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

(ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

(エ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

(オ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

(カ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを越えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合は、はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りなどの実施方法等について付すものとする。

(5) 許可権限の市町村への委譲

市町村長に有害鳥獣捕獲許可権限が委譲されている鳥獣（ハシボソガラス、ハシブトガラス、ゴイサギ、カルガモ、スズメ類、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、トビ、及びハクビシン）の捕獲許可については、法令、県規則、当事業計画及び秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に沿って適切に事務を遂行するとともに、管轄の各地域振興局長に許可事務の執行状況報告を遅滞なく行うよう要請するものとする。なお、その他の種に係る捕獲については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定したうえで、地域の実情に応じて捕獲許可権限の移譲を検討し、適切な制度運営を図るものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、必要に応じて事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲等に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導しするものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るために適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、数

量、捕獲努力量等についての報告を必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に傷病鳥獣の保護捕獲に当たっては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下[殺傷等]という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 捕獲等又は採取等後の措置
原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタックの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、人が排出する生ごみ等への依存が鳥獣による被害等の誘因となっていることにかんがみ、被害等の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止について必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図るものとする。

イ 被害発生予察地図

鳥獣による被害発生予察区域は市町村別とする。鳥獣別、区域別地図は次項「ウ 予察捕獲」により、必要に応じて作成する。

(第13表)

振興局	市町村名	カラス類	スズメ類	カモ類	キジバト	トバト	ムクドリ	ヒヨドリ	ウソ	サギ類	ツキノワグマ	ノウサギ	キツネ	カモシカ	タヌキ	ニホンザル	イタチ	アナグマ	ハクビシン
鹿角	鹿角市	○	○	○							○	○			○			○	
	小坂町	○	○	○	○			○			○	○		○					
北秋田	大館市	○	○	○							○		○			○			
	北秋田市	○	○	○							○	○	○				○		
	上小阿仁村	○	○	○							○								
山本	能代市	○	○	○							○					○			
	三種町	○	○	○							○								
	八峰町	○	○	○							○					○			
	藤里町	○	○	○							○	○				○			
秋田	秋田市	○	○	○			○	○			○		○	○	○			○	
	潟上市	○	○	○			○												
	男鹿市	○	○	○											○			○	
	五城目町	○	○	○							○			○					
	八郎潟町	○	○	○						○	○								
	井川町	○	○	○															
由利	大潟村	○	○	○	○	○	○			○									
	由利本荘市	○	○	○					○		○			○					○
仙北	にかほ市	○	○	○															
	大仙市	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○			○	
	仙北市	○	○	○	○	○		○	○		○	○							
平鹿	美郷町	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○						
	横手市	○	○	○			○				○	○	○		○			○	○
雄勝	湯沢市	○	○	○			○				○	○		○					
	羽後町	○	○	○			○				○				○				
	東成瀬村	○	○	○							○	○							

ウ 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、（２）アで示した鳥獣を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、（２）ア（ア）で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

(ア) 予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、適切な助言及び指導を行うことができる

者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

- (イ) 被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。
- (ウ) 有害捕獲許可申請の際には、地域の実情に応じて許可期間や捕獲数の上限を設定し、無秩序な捕獲がなされないよう留意する。なお、予察表に係る被害等に発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

特別天然記念物であるニホンカモシカは、被害は少なくなったがいまだ全県で豆類、野菜類を中心に農林業被害が発生しているほか、ツキノワグマは、毎年人身被害や果樹などを主体とした農林産物に多大な被害をもたらしている。また、ニホンザルについては、白神山地のニホンザルによる農林業被害や、離れザルによる人身被害も発生している。このような状況から、ニホンカモシカ、ツキノワグマ及びニホンザルによる人身被害及び農林業被害の防止と地域個体群の安定的な維持のため、生息状況や生活環境、農林業等の被害状況を的確に把握しながら、適切な防除対策を行うことが野生生物との共存を図るうえで重要である。しかし、こうした大型獣は捕獲圧が個体の維持存続に及ぼす影響が大きいことから、特定鳥獣保護管理計画を策定して適正な管理を行うものとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

鳥獣被害の防除対策にあたっては、被害状況や地形等の情報収集に努め、有識者や地域の実情に詳しい地元猟友会員等を含めた検討を経て、防除を実施するものとする。

生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から特に保護を図る必要があると認められる鳥獣（以下「特定鳥獣」という）であるツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルについては特定鳥獣保護管理計画を樹立し、学識経験者、自然保護関係者等で構成する検討委員会で協議し、個体数管理や被害防除対策を推進する。

(第14表) No. 1

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ツキノワグマ	平成24年度 } 平成28年度	《防除方法・個体数管理の検討》 被害防止対策（情報の把握及び普及啓発、対策実施）→被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 県（調査委託）→ 生息調査の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 特定計画に基づく保護管理対策の実施	

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンカモシカ	平成24年度 } 平成28年度	《防除方法・個体数管理の検討》 被害防止対策（情報の把握及び普及啓発、対策実施）→被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 県（調査委託）→ 生息調査の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 特定計画に基づく保護管理対策の実施	
ニホンザル	平成24年度 } 平成28年度	《防除方法・個体数管理の検討》 被害防止対策（情報の把握及び普及啓発、対策実施）→被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 県（調査委託）→ 生息調査の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 特定計画に基づく保護管理対策の実施	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

有害鳥獣の捕獲については鳥獣による被害発生予察表、有害鳥獣の生息状況、農林作物等の作付状況及び被害状況を勘案して、迅速かつ的確に捕獲できるよう許可基準を定め、これに基づき指導を行う。特に、鳥獣保護区及び休猟区については地域担当の鳥獣保護員が区域内の鳥獣の生息状況、農林作物等の作付状況及び被害の状況を的確に把握して、総合的な判断の基で行う。また、捕獲の実施に当たっては、法令の遵守及び事故防止に万全を期するものとする。

また、市町村長に有害鳥獣捕獲許可権限が移譲されている鳥獣（カラス類、ゴイザギ、カルガモ、スズメ類、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、トビ、ハクビシン）の捕獲許可については、法令や県規則、当事業計画及び県で定める「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に沿って適正に事務を遂行するとともに、管轄の各地域振興局長に許可事務の執行状況報告を遅滞なく行うよう要請するものとする。なお、その他の種に係る捕獲については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的見地からの有害鳥獣捕獲の必要性、並びに市町村における当該種の保護管理体制の整備状況等を勘案したうえで、地域の実情に応じて捕獲許可権限の移譲を検討し、適切な制度運営を図るものとする。

イ 許可基準

許可基準は下記によるほか、細部については県で定める「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」によるものとする。なお、有害鳥獣に対する銃器を使用した威嚇行為の実施についても有害鳥獣捕獲許可を要するものとし、この場合も当基準によるものとする。

(ア) 鳥獣の種類

現に被害を生じさせ、またはそのおそれのある鳥獣を対象とするが、狩猟鳥獣、トビ、ドバト及びウソ以外の鳥獣については、被害を生じさせることが希であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲許可は慎重に取り扱うものとする。

なお、被害等がある鳥獣についても、生息数が少ないなど保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

鳥類の卵の採取の許可にあつては、現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難で、巣を除去し、かつ、卵を採取しなければ捕獲の目的が達成できない場合、または建築物等の汚染を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取をしなければ捕獲の目的を達成できない場合とする。

(イ) 捕獲数

捕獲数は被害防止の目的を達成するために必要最小数にとどめることとし、主な鳥獣については別表の基準による。

また、定めのない鳥獣については被害状況等を調査のうえ、その都度定めるものとする。

(ロ) 捕獲実施主体

捕獲実施主体は、原則として被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼を受けた個人又は被害発生地域の地方自治体（県・市町村）、所轄森林管理署、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、生産森林組合及び漁業協同組合とし、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の名簿を整備するものとする。

(ハ) 捕獲従事者

a 捕獲従事者は、原則として被害市町村に住所を有し、猟具を使用する捕獲の場合は地区猟友会長から捕獲適任者として推薦され、捕獲実施主体から依頼を受けた者とする。ただし市町村界を越える捕獲が必要な場合は、隣接する市町村及び各地区猟友会との協議が整えばこれを妨げない。

b 銃器を使用する場合にあつては、捕獲従事者は原則として第一種銃猟免許を有する者（空気銃を使用する場合は第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を有する者）で、前年度の狩猟者登録をした者とし、銃器以外の方法による場合は、使用する猟具に応じ網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は許可することができる。

(a) 住宅地等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

c 捕獲効率の向上を図る観点から捕獲従事者には被害発生地域の地理及び生息状況を把握している者を含めるものとする。

d (4) イ(ロ)の法人に対する許可に当たっては、その従事者が銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で補助を行うことができるものとする。

e 捕獲に従事する人員は必要最小限とするものとし、主な対象鳥獣については「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」の基準によるものとする。

(イ) 捕獲方法

- a 捕獲は原則として共同捕獲とする。ただし、事前協議のうえ被害の状況等により効果的であると考慮される場合に限り、単独捕獲とすることができる。
- b 共同捕獲にあつては、班を編成し責任者（班長）及び副責任者（副班長：複数可）を定めて行うものとし、1班の人数は「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」によるものとする。ただし、わな及び網による捕獲は単独捕獲でも可とし、捕獲区域は個人で巡視を確実にできる範囲とする。なお、止めさしが必要な捕獲は共同捕獲によるものとする。
- c 捕獲方法は、従来の捕獲実績等を考慮して、最も効果的な方法によるものとする。

(ロ) 捕獲期間

- a 捕獲期間は、原則として被害発生期間内とし、できる限り短期間とし、被害の発生状況により長期間にわたる場合にあつても、1回の捕獲期間は30日を越えないものとする。
- b 鳥獣の繁殖期における捕獲はできるだけ避けることとし、鳥獣の種類により被害発生時期と繁殖期が一致するものにあつては捕獲区域を制限し、原則として営巣及び繁殖の場所等は除外するものとする。

(ハ) 捕獲区域

- a 捕獲実施区域は、原則として被害発生区域及びその隣接地内とする。また、被害防止等の為の必要かつ適切な区域とすること。
- b 鳥獣保護区や休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとする。特に、集団飛来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区等の地域では慎重に取り扱うものとする。

(ニ) 捕獲物の処理等

捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにする。その際、捕獲物は山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には、これを利用するよう努めるものとする。

なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続きをするよう指導する。また、個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

捕獲物は違法な捕獲物と誤認されないようにする。特にツキノワグマについては、違法に輸入または捕獲されて流通しているものと区別するため、目印票（タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

(ホ) 捕獲情報の収集

捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲場所、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。また、ツキノワグマについては、保護管理の適正な推進を図るうえで、捕獲許可による捕獲者に対し、クマ捕獲調書の提出を求めるものとする。（ツキノワグマについては狩猟も含めすべての捕獲及び拾得に対して調書の提出を依頼する。）

(第15表)

許可権者	鳥 獣 名		許 可 基 準					許可対象者	留意事項	被害農林水産物等
			方法	区 域	時 期	日 数	1人当たり駆除羽(頭)数			
市町村長		ゴイサギ	銃器	被害区域及び被害発生のおそれのある区域とし必要最小限区域とする。	被害発生時随時	必要最小限日数とし、30日以内	その都度定める。	被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼を受けた個人 地方自治体(県・市町村) 所轄森林管理署 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 生産森林組合 漁業協同組合	秋田県「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に定める。	水稻、大麦、小麦 大豆、小豆、枝豆 野菜全般、サツマ イモ、バレイショ 、リンゴ、スイカ 、メロン、ブドウ 、サクランボ、マ ルメロ、ナシ、ウ メ、イチジク、ス イートコーン、デ ントコーン、モモ 、スモモ、クリ、 養蜂、畜産飼料、 小家畜、養殖魚、 杉、サクラ等
	○	カルガモ	〃	〃	4月～6月 8月～11月	〃	50羽以内			
	○	キジバト	〃	〃	4月～11月	〃	20羽以内			
	○	スズメ類	銃器 網	〃	被害発生時随時	〃	1,000羽以内			
	○	ハシブトガラス ハシブトガラス	その都度 定める。	〃	〃	〃	その都度定める。			
	○	ドバト	〃	〃	〃	〃	〃			
		ムクドリ ヒヨドリ、トビ	銃器	〃	〃	〃	〃			
		ハクビシ	その都度 定める。	〃	〃	〃	〃			
		ノウサギ	銃器 網、わな	〃	〃	〃	50羽以内			
		ツキノグマ	銃器 わな	〃	5月～11月	〃	3頭以内			
	上記以外 の獣類	その都度 定める。	〃	被害発生時随時	〃	その都度定める。				

※(注) ○印の鳥類は卵の採取もできる。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に関係市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。

- (7) 農林水産物に被害が発生し、または発生するおそれのある場合に迅速かつ効果的な捕獲を実施するため、被害発生予察表を勘案して、原則として鳥獣の種類ごとに必要な捕獲班を各市町村ごとに編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、技術の優れた者や出動可能な者の加入促進など、新たな担い手を育成する取組についても指導するものとする。なお、(4)イ(エ)aただし書きに該当する場合、または当該市町村で捕獲班の編成が困難な場合は、あらかじめ関係市町村及び地区猟友会と許可申請方法及び広域的捕獲班の編成など実施体制について協議するものとする。
- (イ) 被害等の防除対策に関して、必要に応じて県鳥獣行政、農林水産行政及び天然記念物行政の各部局との間に、関係地域においては市町村、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連携を図り円滑に捕獲を実施するものとする。
- (ウ) 被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じ、鳥獣の出現状況の把握、連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、被害実態等の一般への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村を助言するものとする。

イ 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
鳥類：カラス類、スズメ類、カモ類、キジバト等 獣類：ツキノワグマ、ノウサギ、ニホンザル等	全 県 各 市 町 村	

ウ 指導事項の概要

捕獲にあたっての指導については、下記によるもののほか細部については県で定める「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」によるものとする。

(7) 危険防止

鳥獣の捕獲に伴う危害の発生防止については、万全の配慮を講じさせるものとし、事前に関係地域住民等へ周知するよう努めるものとする。

(イ) 実施主体の義務

捕獲実施主体は、許可権者（県においては地域振興局長、市町村においては担当課長）と緊密な連絡をとり、被害の状況及び捕獲効果を把握するとともに、捕獲に伴う危害の発生防止並びに許可違反防止に積極的に努めるものとする。

(ウ) 捕獲計画の樹立

地域振興局長は、必要と認めたときは実施主体と協議のうえ、予め捕獲実施事項（捕獲区域、捕獲時期、捕獲班数、捕獲実施方法等）を具体的に定め、捕獲計画の調整を図るものとする。

(エ) 捕獲の実施

捕獲の実施に当たっては、原則として各市町村毎に、かつ鳥獣の種類毎に編成された捕獲班でなければ捕獲に従事できないものとし、従事者は県または市町村が発与する腕章を着用し、かつ有害鳥獣捕獲従事者証を携帯しなければならない。（４）イ（エ）aのただし書きに該当する場合の班編成は関係市町村、地区猟友会と協議するものとする。

また、班の責任者及び副責任者のいずれも参加しない場合は、その班は出動できないものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 方針

特定計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等については、原則として次の目的及び許可基準に従い許可するものとする。

(2) 許可基準

(第17表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類 鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項
特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	知事	銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。	特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な種類及び員数（羽、頭、個）	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	原則として法第36条で禁止されている捕獲手段は用いることはできないが、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全の確保が可能なものであって、法37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにはあつては、この限りでない。	人と野生鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期に渡る安定的維持を図るために必要な範囲

6 その他特別の事由の場合

(1) 方針

有害捕獲以外を目的とした鳥獣の捕獲等については、原則として次の目的及び許可基準に従い許可するものとする。

(2) 許可基準

(第18表) No. 1

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類 鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び員数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣行政事務担当職員が職務上必要があつて捕獲する場合
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び員数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び員数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲する場合
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、住所地と同県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲する場合

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類 鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
鵜飼漁業への利用	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鵜飼漁業者が漁業に用いるための鵜を捕獲する場合
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成出来る場合は除く。）	必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の達成できない場合は除く。）	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る目的で捕獲する場合
上記に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。						

7 鳥獣の飼養の適正化

(1) 方針

野生鳥獣の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

なお、野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲規制の強化に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 飼養許可証の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急激な減少を招く等、その保護の重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域。

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域。

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定等計画

(第19表)

		既指定特定猟具禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	66	箇所	1						1					
	面積	18,471ha	変動面積	47ha						47ha					
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所												
	面積	0ha	変動面積							ha					ha

本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具禁止区域						計画期間中の増減(減:△) *	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
						1	1				2	-1	65
						0.57ha	40ha				40.57ha	6.43ha	18.477.43ha

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第20表) NO. 1

年 度	銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成24年度	大館市(北秋田)	芝 谷 地	10ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	能代市(山本)	赤 沼 公 園	5ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	能代市(山本)	能代河畔公園	21ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	三種町(山本)	惣三郎沼公園	59ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	三種町(山本)	二 ツ 森	147ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	三種町・能代市(山本)	山本町北部	2,835ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	藤里町(山本)	虹 の 沢	39ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	八郎潟町(秋田)	浦 大 町	31ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	潟上市(秋田)	竜 毛	47ha	H24.11.1~H34.10.31	新 規
	大仙市・横手市(平鹿)	大 森	101ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	横手市(平鹿)	檜 沢	25ha	H24.11.1~H34.10.31	再指定
	羽後町(雄勝)	羽後大戸川	-1ha	H24.11.1~H34.10.31	環境の変化により廃止(0.57ha)
	計	12箇所	3,319ha		
平成25年度	北秋田市(北秋田)	舟 見	377ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	三種町(山本)	新 屋 敷 沼	12ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	男鹿市(秋田)	船 越	508ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	男鹿市(秋田)	男鹿市いこいの森	8ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	豊 成 畑 谷	44ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	にかほ市(由利)	象 潟 金 浦	682ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	横手市(平鹿)	阿 気	50ha	H25.11.1~H35.10.31	再指定
	湯沢市(雄勝)	湯沢スキー場	-40ha	H25.11.1~H35.10.31	角間沢鳥獣保護区へ移行
	計	8箇所	1,641ha		
平成26年度	大館市(北秋田)	二 ツ 山	15ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	北秋田市(北秋田)	南 陣 場 岱	55ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	潟上市(秋田)	大清水・大郷守	160ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	男鹿市(秋田)	男鹿総合運動公園	34ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	潟上市(秋田)	天 王	241ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	下 浜 筑 紫 森	25ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	健 康 の 森	37ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	にかほ市(由利)	黒 川	90ha	H26.11.1~H36.10.31	再指定
	計	8箇所	657ha		

年 度	銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成27年度	三種町(山本)	角 助 沼	134ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	種 沢	161ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	中 央 公 園	281ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	秋 田 市	5,634ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	井川町(秋田)	井川北川尻	385ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	石 田	77ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	大仙市(仙北)	角 間 川	211ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	横手市(平鹿)	百 万 刈	403ha	H27.11.1~H37.10.31	再指定
	計	8箇所	7,286ha		
平成28年度	能代市(山本)	落 合	174ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	秋田市(秋田)	飯 岡 山	14ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	男鹿市(秋田)	男鹿市南部	475ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	男鹿市(秋田)	脇 本 浦 田	33ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	五城目町(秋田)	下 山 内	60ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	五城目町・八郎潟町(秋田)	矢 場 崎	40ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
	由利本荘市(由利)	松 ケ 崎	48ha	H28.11.1~H38.10.31	再指定
		計	7箇所	844ha	
合 計		43箇所	13,747ha		

2 特定猟具使用制限区域の指定

銃器又はわなに伴う危険や事故発生の可能性のある地域については特定猟具使用禁止区域に指定することを基本とし、特定猟具使用制限区域の指定計画は策定しないものとする。

3 猟区の設定

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るよう努めるものとする。

(2) 設定指導の方法

設定の認可に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

(3) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときは、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定猟法禁止区域の指定等計画

(第21表)

区域の名称	指定猟法の種類	所在地	面積	指 定 期 間	備 考
山瀬ダム	鉛散弾使用禁止	大館市岩瀬	1 2 3 h a	平成16年11月1日 ~ 無期限	

第六 特定計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講ずることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

(第22表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間(予定)	対 象 区 域	備 考
平成23年度	農林業被害・人身被害の防止	ツキノワグマ	H24.4.1~H29.3.31	全県	
平成23年度	〃	ニホンカモシカ	H24.4.1~H29.3.31	全県	
平成23年度	〃	ニホンザル	H24.4.1~H29.3.31	白神山地周辺地域	

(注) 特定計画の計画期間は原則として鳥獣保護事業計画の計画期間内とする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内全域に生息する鳥獣の種類、分布状況及び生息数の推移等を正確に把握するため、これまで実施してきた鳥類生息分布調査を継続して実施するとともに、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの獣類についても引き続き調査を継続する。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有効な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めることとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

ニホンザル・ニホンカモシカ・ツキノワグマについては、特定計画策定のための基礎資料とするため生息調査等を実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣生息分布等調査では、県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、県内に生息する鳥獣(狩猟鳥獣を除く。)のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図等を作成するよう努めるものとする。また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンザル	平成24年度 } 平成28年度	①特定計画の適正管理のため ②保護対策検討調査 ③生息調査	白神山地 周辺	4月～翌3月
ニホンカモシカ	平成24年度 } 平成28年度	①特定計画の適正管理のため ②保護対策検討調査 ③生息調査	全 県	12月～翌3月
ツキノワグマ	平成24年度 } 平成28年度	①特定計画の適正管理のため ②保護対策検討調査 ③生息調査	全 県	4月～6月
鳥類全般	平成24年度 } 平成28年度	①県内の鳥獣保護区等での鳥類の生息状況を把握するため ②生息調査 ③現地調査	全 県	4月～翌3月

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、県内に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本とし、県内の主要渡来地の調査も合わせて実施するものとする。

なお、短期間に広範囲に渡り調査を実施する必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査制度の向上に努めるものとする。

(第24表) No. 1

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
全県の 渡来地全域	平成24年度 } 平成28年度	現地調査 県職員、鳥獣保護員、野鳥保護団体、猟友会員等	

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
全県の主要渡来地	平成24年度 ～ 平成28年度	現地調査 県職員、鳥獣保護員	11月から翌3月

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。なお、調査は指定年度及び3年度目を実施するよう努めることとする。

(第26表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
新屋鳥獣保護区	平成24・27年度	各調査地に2km程度の調査ルートを設定し、ラインセンサス法により対象鳥獣の個体数調査を行う。 調査員は鳥獣保護員とする。	
山谷鳥獣保護区	〃		
五輪坂鳥獣保護区	〃		
角間沢鳥獣保護区	平成25・28年度		
白滝鳥獣保護区	平成25・28年度		

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況、放鳥獣の効果測定及び狩猟の実態等について調査するものとする。
ツキノワグマの生息調査については、引き続き調査を実施し、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会での生息数推定等の基礎資料とする。
また、キジの放鳥効果測定には、同様に全県での足環による調査を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

この調査は主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

イ 調査計画

(第27表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
ツキノワグマ	平成24年度 ～ 平成28年度	4月～6月までの期間、県内180箇所の調査対象地を設定し、調査員の追い出し等による現地調査を実施する。 また、捕獲個体情報（性別、体重、推定年齢、妊娠の有無、胃の内物等）について、有害駆除、狩猟等に係わらず所定の様式で捕獲報告の提出を依頼する。	

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

この調査は、キジに標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。
調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。

イ 調査計画

(第28表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成24年度 ～ 平成28年度	H24～28 2,000羽	足環	放鳥数の25%	放鳥するキジに標識を装着し、回収した標識に放鳥年度、放鳥場所を確定する。	

(4) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

この調査は、狩猟者の1狩猟期間における出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度等を調査するものとする。
調査は、アンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。
なお、捕獲鳥獣の捕獲場所、種類別員数は狩猟者登録証の返納の際に全登録者から報告を受けることになっている。

イ 調査計画

(第29表)

対象種類	調査年度	調査内容・調査方法		備考
ツキノワグマ	平成24年度 ～ 平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟期間中における出猟日数 ・ 捕獲鳥獣の種類別数量 ・ 捕獲鳥獣の利用方法 ・ 狩猟鳥獣の増減傾向 	当該年度の狩猟者登録者を対象としたアンケート調査を実施	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農作物等に被害を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。

また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

この調査は、被害の発生状況、被害を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性等について市町村に協力を依頼し調査するものとする。

(第30表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容・調査方法	備考
有害鳥獣全般	平成24年度 } 平成28年度	・生息密度調査・・・被害発生地域の現地調査 ・被害状況調査・・・被害作物、被害時期、被害数量等について、市町村などを通じて調査を実施する。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。
 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止措置法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

(2) 配置計画

(第31表)

区分		現況			計画終了時			備考		
		専任	兼任	計	専任	兼任	計			
本 出 先 機 関	生活環境部 自然保護課調整・自然環境班	2	4	6	2	4	6	本庁・出先機関の業務分担		
	鹿角地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	項目	本庁	出先機関
	北秋田地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	鳥獣保護計画	計画・立案及び指導	現地調査・指導
	山本地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	狩猟	県外狩猟者登録 狩猟指導及び取締り	県内狩猟者登録 狩猟の現地指導及び取締り
	秋田地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	有害鳥獣捕獲	捕獲指導及び取締り	有害鳥獣捕獲許可 捕獲の現地指導及び取締り
	由利地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	狩猟免許試験 及び更新	計画・立案及び指導	試験及び更新の実施
	仙北地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	鳥獣保護区等 設定管理	計画・立案及び事務手続き	現地調査及び管理
	平鹿地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	鳥獣増殖事業	計画・立案・契約及び指導	増殖指導・放鳥獣及び検査
	雄勝地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	傷病鳥獣の 収容	収容・現地調査	収容・現地調査
	鳥獣保護センター	1	4	5	1	4	5	鳥獣保護センター		
計	3	24	27	3	24	27	傷病鳥獣の 収容	収容・現地調査、飼養及び放鳥獣		

(3) 研修計画

(第32表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当職員研修会	県	4月	年1回	全県	27	鳥獣行政担当職員等の資質の向上と鳥獣行政の円滑かつ、適正な運営に資するため。 1 鳥獣保護及び狩猟に関する関係法令 2 鳥獣保護区等の設定及び管理 3 鳥獣の飼養許可制度 4 その他鳥獣の保護に関する事項 5 鉄砲及び火薬類関係法令 6 有害鳥獣捕獲許可事務 7 鳥獣の判別、銃器等猟具の取扱 8 狩猟取締り及び捜査要領	司法警察職員 2名×8振興局=16名 自然保護課5名
司法警察職員研修会	県	9月	年1回	全県	21		
野生生物保護研修会	国	5月	年1回	担当職員	1		

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。
 鳥獣保護員の総数は、地域の実状に応じて市町村数に見合う数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行うものとする。
 なお、鳥獣生息状況調査、鳥獣保護思想の普及啓発等に関する業務については、専門的識見に基づいて必要に応じ県全域など広域的に担当させることができものとする。

(2) 配置計画

(第33表)

基準数配置(A)	平成23年度末		年度計画					計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
(人) 61	(人) 61	(%) 100	(人) -	(人) -	(人) -	(人) -	(人) -	(人) 61	(%) 100

(3) 年間活動計画

(第34表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保護区、休猟区の管理等 狩猟の取締り	←											→	
有害駆除の調査	←							←	→				
飼養鳥獣の指導、取締り			←	→									

(4) 研修計画

(第35表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護員研修	自然保護課	10月	年1回	全 県	61人	鳥獣保護員の資質の向上と行政効果を高めるため実施する。 1 鳥獣保護及び狩猟に関する関係法令 2 鳥獣保護区等の設定及び管理 3 鳥獣飼養許可制度 4 その他鳥獣保護に関する事項 5 鉄砲及び火薬類関係法令 6 鳥獣の判別・鉄砲等猟具の取扱い 7 狩猟事故防止
	各地域振興局	4月 10月	年2回	各地域振興局		

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方 針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、秋田県猟友会等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるよう努めるものとする。

(2) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
安全狩猟推進事業	秋田県猟友会	毎年4月～10月	平均約100回	各地区猟友会毎	平均約20人	事故違反防止のための講習及び実技訓練	

(3) 狩猟者の減少防止対策

本県の狩猟者登録者数は2,000人(平成23年10月末日現在)を下回っており、平成19年度から平成23年度までの5年間で約660人も減少しており狩猟や有害鳥獣駆除などの保護管理対策の担い手である猟友会員も同様の割合で減少している。

また、狩猟免許所持者のうち60歳以上は59.7%、50～59歳は27.9%(平成21年度データ)と高齢化がますます進行している。

そのため、若年層を中心に狩猟免許所持者の確保に努めるとともに会員の減少及び高齢化の抑制を図るため、狩猟免許試験や免許更新講習の実施に当たっては、開催場所(県内3地区)や開催日程(休日開催)の設定に配慮するほか、秋田県猟友会が主催する狩猟免許受験者講習会に担当職員を講師として派遣するなどの対策を行う。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方 針

秋田県鳥獣保護センター及び五城目野鳥の森を含む地域が「環境と文化のむら」として整備されており、今後は傷病鳥獣保護等の鳥獣保護思想の普及啓発のほか、県民が自然とのふれあい体験を通して自然に対する理解を深めるよう配慮しながら、これら施設の良い維持管理を行うものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第37表) No. 1

名 称	整備年度	施設 の 所在地	面 積	施設 の 概 要
秋田県鳥獣保護センター	S48 設置 H5～8 再整備	南秋田郡五城目町上樋口字山田沢	44ha	自然ふれあいセンター 木造 622m ² 愛鳥山荘 木造 320m ² 鳥獣救護舎・野生化訓練等 木造 450m ² カモシカ園ほか

施設の内容	利用の方針	備考
研修ホール、工作室、観察室、野鳥展示室(映像シッター、パソコン検索ほか)	鳥獣保護に関する普及啓発及び傷病鳥獣の救護に利用するとともに、身近な自然を学習する場とする。	既存施設の良好な維持管理 平成24年度～平成28年度

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

ア 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき重点事項を定めて実施するよう努めるものとする。

イ 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

(ア) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

(イ) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

ウ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

エ 鳥獣の輸入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

オ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

カ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

キ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、秋田県猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

ク 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的にかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

ケ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連絡強化に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第48表)

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟期間外の密猟者等の取締り														
有害鳥獣捕獲に伴う違反者の取締り														
無登録狩猟者の取締り														
狩猟の制限禁止事項の違反者の取締り														
野鳥の無許可飼養者の取締り														

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護事業めぐる現状と課題

鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状態である一方で、地域的に絶滅の恐れのある鳥獣等も存在している。このため、特定計画等による個体数の管理、生息環境の管理及び被害防除対策について、適切な目標設定のもとで関係機関が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。また、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の確保及び育成の必要性が指摘されている。

2 狩猟の適正管理

狩猟にかかる規制区域指定等の制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定及び狩猟鳥獣の捕獲数や期間を制限等、必要に応じてきめ細やかに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者から意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

(1) 狩猟鳥獣の捕獲禁止

オスイタチ：南秋田郡大潟村八郎潟中央干拓地一円捕獲禁止

期間：平成21年11月15日～平成26年11月14日

(2) 入猟者承認制度に関する事項

農林水産業に被害を及ぼしている狩猟鳥獣のうち、適正な生息数の維持など個体数管理に配慮しつつ、被害防止への取組が必要な場合においては、あらかじめ入猟者を制限できる「入猟者承認制度」があるが、本県においては入猟者を制限する必要がある狩猟鳥獣は、現在のところ見当たらないことから、本制度の導入は行わないこととする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資することを目的とし、原則として以下のような考え方で対応するものとする。

ア 傷病鳥獣の保護については、現場を管轄する鳥獣保護員がまずこれにあたることとし、管轄地域振興局農林部森づくり推進課と連絡調整のうえ、鳥獣保護センターに迅速に保護収容し、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めるものとする。

イ 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえた収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。また、傷病鳥獣保護への取り組みを愛鳥山荘内で紹介するなど、地域の合意形成及び住民への普及に努めるものとする。

なお、農林水産業被害の発生原因となっている鳥獣（カラス類・ツキノワグマ・ノウサギ・ニホンザル・イタチ・ハクビシン等）については、放鳥・放獣等への野生復帰に対し利害関係者等の合意が得られないことから、原則として保護・収容しないものとする。

ウ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置等を講じる。

エ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、通常の傷病鳥獣の保護体制に加え、自然公園管理員の巡視活動や秋田市大森山動物園の協力を図るとともに、日本野鳥の会秋田県支部及び秋田県獣医師会等との連携を図るよう努めるものとする。なお、海鳥等の生息状況についての把握など、救護体制の整備を図るよう努めるものとする。

オ 雛及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底を図るよう努めるものとする。

(2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

ア 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。

イ 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な

個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法で致死を検討する。

ウ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。

エ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等、適切に対処する。

(3) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

ア 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

イ 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不相当又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

ウ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念から、安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとする。

(2) 年間計画

(第39表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
主要渡来地の巡視	←												→	県職員・鳥獣保護員による巡視。	一般県民

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国、関係部局及び市町村等との連絡体制を整備しておくものとする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努めるものとする。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

(2) その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

鳥獣の保護管理についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動等を行うほか、地域の特性に応じた効果的な事業を実施するよう努めるものとする。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

また、愛鳥週間を中心に各種行事を積極的に実施するよう努めるものとする。

イ 事業の年間計画

(第40表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
野鳥愛護団体の育成指導 野鳥観察会の開催 愛鳥週間行事の実施	←												→	

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第41表)

事業名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)
野鳥観察会	対象：愛鳥モデル校 (大潟草原鳥獣保護区及び 環境と文化のむらにて野鳥 観察、実のなる木の植樹)	対象：愛鳥モデル校 (大潟草原鳥獣保護区及び 環境と文化のむらにて野鳥 観察、実のなる木の植樹)	対象：愛鳥モデル校 (大潟草原鳥獣保護区及び 環境と文化のむらにて野鳥 観察、実のなる木の植樹)	対象：愛鳥モデル校 (大潟草原鳥獣保護区及び 環境と文化のむらにて野鳥 観察、実のなる木の植樹)	対象：愛鳥モデル校 (大潟草原鳥獣保護区及び 環境と文化のむらにて野鳥 観察、実のなる木の植樹)

エ 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

(第42表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
五城目野鳥の森	昭和48年度	五城目町上樋口 字山田沢	44ha	観察路 7,400m 野鳥観察舎 1棟		自然体験及び野鳥 に親しむ場として 観察会やハイキング 等に利用する	
栗駒野鳥の森	昭和48年度	東成瀬村椿川 字仁郷山国有林	140ha	観察路 4,180m			

(2) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥モデル校は、鳥獣の保護思想の普及の一環として、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

イ 指定期間

鳥獣保護の重要性にかんがみ、指定期間は特に定めないものとする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

新規の愛鳥モデル校を対象に野鳥観察会を実施し、野鳥愛護思想の高揚を図ると共に、その他野鳥愛護思想普及のため必要な事項については、県教育委員会と協議のうえ実施するものとする。

エ 指定計画

(第43表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小 学 校	30	1	31	31	1	32	32	1	33	33	1	34	34	1	35	
中 学 校	8		8	8		8	8		8	8		8	8		8	
その他の学校等	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	
計	40	1	41	41	1	42	42	1	43	43	1	44	44	1	45	

(3) 法令の普及の徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制及び法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法使用禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に基づき本法の適用除外等、特に県民に関係のある事項については、報道機関、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。

イ 年間計画

(第44表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲の規制の制度	←												→	広報誌 ポスター パンフレット ホームページ	一般県民	
鳥獣の飼養許可制度等	←												→			

ネットワーク図

